

第1 調査の説明

1 調査の内容

(1)調査の目的

県内の民間事業所に雇用される常用従業員及びパートタイム労働者の平均賃金や労働時間並びに新規学卒者の初任給等の労働条件の実態を明らかにし、賃金や労働時間等の労働条件改善の際の基礎資料とする。

(2)調査時点

平成22年7月31日現在。ただし、初任給については4月現在。

(3)調査対象

県内の「建設業」「製造業」「電気・ガス・熱供給・水道業」「情報通信業」「運輸業、郵便業」「卸売業、小売業」「金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業」「学術研究、専門・技術サービス業」「宿泊業、飲食サービス業」「生活関連サービス業、娯楽業」「教育、学習支援業」「医療、福祉」「サービス業」に属する常用従業員30人以上の民間事業所のうち、任意に抽出した1,200事業所を対象とした。

なお、抽出には「平成18年事業所・企業統計調査」の結果を使用したため、調査対象区分は平成19年11月改定前の産業分類となったもの。

(4)回答状況

調査対象事業所のうち回答があったのは604事業所(回答率50.3%)で、このうち記載不備のもの等を除いた601事業所について集計した。(有効回答率50.1%)

対象事業所数及び集計事業所数

(単位:社)

区分	調査対象数	有効回答数	有効回答数	
			中小企業	大企業
建設業	72	45	26	19
製造業	240	145	82	63
電気・ガス業・熱供給・水道業	10	3	0	3
情報通信業	69	17	8	9
運輸業、郵便業	124	71	45	26
卸売業、小売業	236	86	47	39
金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業	65	27	10	17
宿泊業、飲食サービス業	106	38	24	14
教育、学習支援業	32	21	13	8
医療、福祉	90	66	47	19
サービス業	156	71	40	31
学術研究、専門・技術サービス業		4	3	1
生活関連サービス業、娯楽業		7	3	4
全産業	1,200	601	348	253

※中小企業と大企業の区分は、事業所の属する企業全体の従業員数(本社、工場、営業所等を含めた全体の従業員数)により、従業員300人未満の企業を中小企業、300人以上の企業を大企業とする。

(5)調査方法

郵送・自計により行った。

(6)調査項目

①支給賃金額等・・・常用及びパートについて下記項目を調査した。

- ・従業員数
- ・勤続年(月)数
- ・年齢
- ・基準内賃金
- ・基準外賃金
- ・所定内実労働時間
- ・所定外実労働時間

②諸手当の支給状況・・・次の5つの諸手当について調査した。

- ・家族手当 → 扶養家族を有する者に対する手当
- ・役付手当 → 管理、監督ないしこれに準ずる職制上の地位にある者に対する手当
- ・通勤手当 → 通勤交通費の全額または一部として支給される手当
- ・住宅手当 → 家賃等の住宅費の補助に対する手当
- ・精皆勤手当 → 一定期間の出勤奨励を目的とした手当

③新規学卒者の初任給・・・学歴別、職種別に、平成22年4月採用の初任給と初任給の改定状況を調査した。

④週休制の形態・・・週休制の実施形態について調査した。

(7)調査結果利用上の注意

①統計表中の数値で、第1表及び第4表は、従業員数による加重平均。

第2表、第3表及び第5表は、企業数による単純平均である。

②「－」は、該当する数値がないもの、またはデータ収集数が少ないため公表しない。

2 調査地区の区分

地区	市 郡 名
福岡	福岡市、筑紫野市、春日市、大野城市、宗像市、太宰府市、古賀市、福津市、糸島市、筑紫郡、糟屋郡
北九州	北九州市、行橋市、豊前市、中間市、遠賀郡、京都郡、築上郡
筑後	大牟田市、久留米市、柳川市、八女市、筑後市、大川市、小郡市、うきは市、朝倉市、みやま市、朝倉郡、三井郡、三潴郡、八女郡
筑豊	直方市、飯塚市、田川市、宮若市、嘉麻市、鞍手郡、嘉穂郡、田川郡

※調査時点

3 平成22年度調査票

この調査票に記入された事項については、統計以外の目的に使用する事は、ありません。

賃金等調査票 1

福岡県福祉労働部労働局労働政策課
〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
TEL 092-643-3587 (ダイヤルイン)

※記入欄には必要事項を記入し、番号欄は該当するもの1つを○印で囲んでください。

1 事業所の現況(平成22年7月31日現在)

事業所名	略さずに正式名称を記入してください。		所在地	〒 _____ - _____	
記入者名	所属()		電話番号	() _____ - _____	

本 社 ・ 支 社	
1	単独
2	本社
3	支社・・・本社所在地 ()

企 業 規 模 (本社・支社を含む。)	
1	30～49人
2	50～99人
3	100人～299人
4	300人～

地 区	
1	福岡
2	北九州
3	筑後
4	筑豊

週 休 制 の 形 態 (主となるものを1つ選択。)	
1	週休1日制
2	週休1日半制
3	完 全(毎週)
4	週休二日制
5	月3回
6	隔 週
7	月2回
8	月1回
9	その他の週休2日制
9	いずれでもない

労 働 組 合 の 有 無	
1	有
2	無

労働組合が1有の場合は、調査票2も記入してください。

産 業 ・ 業 種 (主となるものを一つ選択。)		
産業	業 種	
1	建設業	
2	製造業	
3		食料品
4		繊維
5		木材・家具
6		パルプ・紙
7		印刷
8		化学・石油
9		ゴム・皮革
10		窯業・土石
11		鉄鋼
12		非鉄金属
13		金属製品
14		機械器具
15		電気機器
16		電気・ガス・熱供給・水道業
17	情報通信業	
18	運輸業、郵便業	
19		道路旅客運送業
20	道路貨物運送業	
21	卸売業、小売業	
22	その他の運輸業	
23	卸売業、小売業	
24	金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業	
25	学術研究、専門・技術サービス業	
26	宿泊業、飲食サービス業	
27	生活関連サービス業、娯楽業	
28	教育、学習支援業	
29	医療、福祉	
30	サービス業	

2 7月(1か月間)の従業員の平均支給賃金額等(貴事業所の1人当たりの平均値を記入してください。)

区分	従業員数	平均勤続年(月)数	平均年齢	平均総支給賃金額(賞与は除く。)			平均実労働時間	
				基準内賃金	基準外賃金	合計	所定内	所定外
常用労働者	男	人	年	千円	円	円	時間	時間
	女	人	年	千円	円	円	時間	時間
パートタイム労働者	男	人	月	千円	円	円	時間	時間
	女	人	月	千円	円	円	時間	時間

3 諸手当の支給状況(給与規程等により支給される1人当たりの月額を記入してください。)

(1)家族手当	(2)役付手当	(3)通勤手当	(4)住宅手当	(5)精進手当
配偶者もしくは1人目	部長級	1 全額支給	対象者	1 定額
2人目	課長級	2 最高限度額を設定し、その範囲内で支給	1 複数世帯、単身世帯とも支給	2 定率
3人目	係長級	3 一部支給	2 複数世帯のみ支給	3 其他 ()
4人目	主任級	4 その他 ()	3 単身世帯のみ支給	
			支給形態	
			1 持家、借家等居住形態に関係なく支給	
			2 一部の居住形態に対して支給	

4 新規学卒者の初任給(1人当たりの金額を記入してください。)

区 分	高 校 卒	短大・高専卒	大 学 卒
平成22年4月採用	千円	千円	千円

初任給の改定状況	1 引き上げ	2 据え置き	3 引き下げ	4 その他()
----------	--------	--------	--------	----------

御協力ありがとうございました。

4 調査票の記入要領(主な用語の説明)

(1) 7月(1か月間)の従業員の支給賃金額等

「7月(1か月間)」とは、

7月1日から7月31日までの1か月間(に支給された賃金等)のこと。

「常用労働者」とは、

期間を定めずに、または1か月を超える期間を定めて雇われている労働者をいう。

なお、臨時・日雇労働者等の呼称にかかわらず、1日の所定労働時間が正社員等と変わらず、調査月前2か月(5、6月)にそれぞれ18日以上雇われている労働者も含む。

ただし、役員等及び役付手当等の支給を受ける管理監督の地位にある労働者並びに医師及び教授(准教授を含む)を除く。

「パートタイム労働者」とは、

1日、1週又は、1か月の所定労働時間が、上記「常用労働者」より短い労働者をいう。

従業員数

役員等及び役付手当等の支給を受ける管理監督の地位にある労働者並びに医師及び教授(准教授を含む)を除いた労働者の総数とした。

平均勤続年数

個人毎の勤続年数のうち端数の6か月未満は切り捨て、6か月以上は「1年」と数えて計算し、事業所毎の平均年数を集計した。

ただし、「パートタイム労働者」の勤続年数については、勤続月数とし、事業所の1人当たりの平均月数とした。

平均年齢

個人毎の年齢のうち端数が6か月未満は切り捨て、6か月以上は「1年」と考えて計算し、事業所の1人当たりの平均年齢を集計した。

平均実労働時間 (30分以上は切り上げ、30分未満は切り捨て)

「所定内」とは、

労働協約、就業規則等に定められた始業時刻から終業時刻までの時間から休憩時間を差し引いた労働時間の1か月の合計から、有給休暇・病気休暇等を除いた労働時間をいう。

「所定外」とは、

早出、残業等の時間外労働時間や休日に労働した時間の1か月の合計をいう。

週休制の形態

各事業所における週休制の実施形態をいう。土・日が週休制でない事業所については、1か月間の決まった休日の日数により、各形態に分類した。

平均総支給支給賃金額

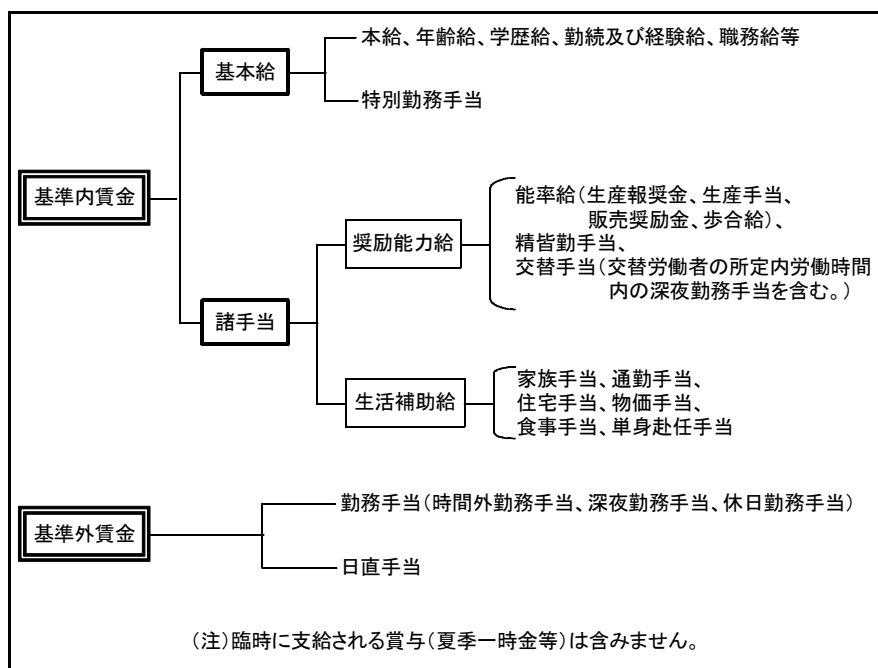
所得税、社会保険料等を差し引く前の金額。
ただし、臨時に支給される賞与(夏季一時金等)は含まない。

「基準内賃金」とは、

労働協約、就業規則等に定められた所定労働時間に対して支給される賃金をいい、交替手当、家族手当、通勤手当、住宅手当等の諸手当を含む。

「基準外賃金」とは、

時間外勤務、深夜勤務、休日勤務等の所定外労働時間に対して支給される賃金をいう。



(2) 諸手当の支給状況

- ①家族手当 … 扶養家族を有する者に対する手当
- ②役付手当 … 管理、監督ないしこれに準ずる職制上の地位にある者に対する手当
- ③通勤手当 … 通勤交通費の全額または一部として支給される手当
- ④住宅手当 … 家賃等の住宅費の補助に対する手当
- ⑤精皆勤手当 … 一定期間の出勤奨励を目的とした手当

3 新規学卒者の初任給

平成22年度の初任給

採用時点(平成22年4月)の基準内賃金。ただし、家族手当、通勤手当、精皆勤手当は除く。職種により初任給額が異なる場合は平均額である。

初任給の改定状況

初任給の金額が昨年からどのように改定されたか調査したもの。